

医薬品医療機器総合機構の中期目標及び中期計画の変更(案)の概要

1. 変更項目

- (1) 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第 Ⅲ 因子製剤による C 型肝炎感染被害者に対する給付業務等に関する記載の追加
- (2) 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第 Ⅲ 因子製剤による C 型肝炎感染被害者に対する給付業務等の実施に伴う新たな勘定の設置を含む中期計画予算等の変更

2. 変更理由

- (1) 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第 Ⅲ 因子製剤による C 型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法が今臨時国会で成立後公布日に即施行される予定であり、同法では、給付金の支給等に関する業務について、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「総合機構」という。）に行わせることとされている。
- (2) この新たな業務を総合機構において実施するため、今般、中期目標及び中期計画の変更を行うものである。

3. 変更の内容

(1) 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第 Ⅲ 因子製剤による C 型肝炎感染被害者に対する給付業務等に関する記載の追加

【中期目標(案)】

第3 部門毎の業務運営の改善に関する事項及び国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 健康被害救済給付業務

健康被害救済給付業務については、医薬品副作用被害救済制度及び生物由来製品感染等被害救済制度（以下「救済制度」という。）をより多くの方々に周知し、適切に運用するとともに、医薬品による副作用及び生物由来製品を介した感染等による健康被害を受けられた方々に対し、適正かつ迅速な救済を行うことが重要である。

このような考え方を踏まえ、以下の目標を達成する。

(9) 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第 Ⅲ 因子製剤による C 型肝炎感染被害者に対する給付業務等の適切な実施

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第 Ⅲ 因子製剤による C 型肝炎感染被害者に対する給付業務等を適切に実施すること。

【中期計画(案)】

第2 部門毎の業務運営の改善に関する事項及び国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項に係る目標を達成するためにとるべき措置

1 健康被害救済給付業務

健康被害救済給付業務については、医薬品副作用被害救済制度及び生物由来製品感染等被害救済制度（以下「救済制度」という。）をより多くの方々に周知し、適切に運用するとともに、医薬品による副作用及び生物由来製品を介した感染等による健康被害を受けられた方々に対し、適正かつ迅速な救済を行うため、以下の措置をとることとする。

(9) 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第 Ⅲ 因子製剤による C 型肝炎感染被害者に対する給付業務等の適切な実施に係る目標を達成するためにとるべき措置

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第 Ⅲ 因子製剤による C 型肝炎感染被害者に対する給付業務等の実施に当たっては、個人情報に特に配慮し、適切に業務を行う。

(2) 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第 Ⅲ 因子製剤による C 型肝炎感染被害者に対する給付業務等の実施に伴う新たな勘定の設置を含む中期計画予算等の変更

【中期目標(案)】

第 4 財務内容の改善に関する事項

通則法第 29 条第 2 項第 4 号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。

本目標第 2 の (1) 及び (2) で定めた事項については、経費の節減を見込んだ中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。

【中期計画(案)】

第 3 予算、収支計画及び資金計画

1 予算 別紙 1 のとおり

2 収支計画 別紙 2 のとおり

3 資金計画 別紙 3 のとおり

中期計画(平成16年度～平成20年度)の予算

(単位:百万円)

区分	金額						計
	副作用救済勘定	感染救済勘定	審査等勘定	特定救済勘定	受託・貸付勘定	受託給付勘定	
収 入							
運営費交付金			3,554				3,554
国庫補助金収入	989	98					1,087
<u>その他の政府交付金</u>				<u>20,462</u>			<u>20,462</u>
受託業務収入			7		8,931	3,692	12,630
抛出金収入	14,478	2,391	4,662				21,531
手数料収入			34,244				34,244
業務外収入	1,278	56	257		1	1	1,593
運用収入	1,260	55	0		0	0	1,315
雑収入	18	1	257		1	1	278
計	16,746	2,544	42,724	<u>20,462</u>	8,932	3,693	<u>95,101</u>
支 出							
業務経費	8,247	468	16,247	<u>20,218</u>	8,655	3,495	<u>57,330</u>
一般管理費	674	62	10,262	<u>60</u>	84	49	<u>11,191</u>
人件費	1,342	131	15,753	<u>184</u>	193	148	<u>17,751</u>
計	10,263	660	42,262	<u>20,462</u>	8,932	3,693	<u>86,272</u>

[注記]

計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数においては合計と一致しないものがある。

中期計画(平成16年度～平成20年度)の収支計画

(単位:百万円)

区分	金額						計
	副作用救済勘定	感染救済勘定	審査等勘定	特定救済勘定	受託・貸付勘定	受託給付勘定	
費用の部	80,394	1,965	39,947	20,446	8,932	3,693	155,377
經常費用	80,394	1,965	39,947	20,446	8,932	3,693	155,377
救済給付金	7,488	266					7,754
保健福祉事業費	83						83
審査等事業費			10,289				10,289
安全対策事業費			3,242				3,242
特定救済給付金				20,000			20,000
健康管理手当等給付金					8,594		8,594
特別手当等給付金						1,417	1,417
調査研究事業費						1,983	1,983
一般管理費	1,451	257	10,039	257	150	144	12,298
人件費	1,231	131	15,631	184	187	146	17,510
減価償却費	14		741	5	0	0	760
責任準備金繰入	70,116	1,305					71,421
事業外費用	8	4	5				17
収益の部	83,436	3,406	39,810	20,446	8,932	3,693	159,723
經常収益	83,436	3,406	39,810	20,446	8,932	3,693	159,723
拠出金収入	14,478	2,391	4,662				21,531
国庫補助金収入	989	98					1,087
その他の政府交付金収益				441			441
手数料収入			31,155				31,155
特定救済基金預り金取崩益				20,000			20,000
受託業務収入			7		8,931	3,692	12,630
資産見返補助金戻入	5		4	5			14
資産見返運営費交付金戻入			85				85
運営費交付金収益			3,679				3,679
責任準備金戻入	66,598	862					67,460
事業外収益	1,365	56	218		1	1	1,641
純利益(純損失)	3,042	1,441	136		0	0	4,347
目的積立金取崩額	0	0	0		0	0	0
総利益(総損失)	3,042	1,441	136		0	0	4,347

[注記1]

審査等勘定の運営費交付金で措置している業務に係る職員の退職手当については、運営費交付金を財源とするものと想定している。但し、法附則第8条第2項の規定でいう、在職期間に相当する退職手当として運営費交付金で措置された金額を除くものとする。

[注記2]

計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数においては合計と一致しないものがある。

中期計画(平成16年度～平成20年度)の資金計画

(単位:百万円)

区分	金額						計
	副作用救済勘定	感染救済勘定	審査等勘定	特定救済勘定	受託・貸付勘定	受託給付勘定	
資金支出							
業務活動による支出	10,152	659	42,449	<u>20,462</u>	8,926	3,692	<u>86,340</u>
救済給付金	7,488	266					7,754
保健福祉事業費	83						83
業務経費			16,656				16,656
<u>特定救済給付金</u>				<u>20,000</u>			<u>20,000</u>
健康管理手当等給付金					8,594		8,594
特別手当等給付金						1,417	1,417
調査研究事業費						1,983	1,983
一般管理費	1,340	257	10,289	<u>257</u>	144	143	<u>12,430</u>
人件費	1,231	131	15,499	<u>184</u>	187	146	<u>17,378</u>
還付金	4	4					8
雑支出	3		5				8
投資活動による支出	5,869			<u>21</u>			<u>5,890</u>
財務活動による支出	18		33		1	1	53
次期中期計画の期間への繰越金	26,251	5,612	10,110		227	732	42,932
計	42,292	6,272	52,592	<u>20,462</u>	9,156	4,424	<u>135,198</u>
資金収入							
業務活動による収入	15,485	2,489	42,832	<u>20,462</u>	8,932	3,693	<u>93,893</u>
抛出金収入	14,478	2,391	4,662				21,531
運営費交付金収入			3,554				3,554
国庫補助金収入	989	98					1,087
<u>その他の政府交付金収入</u>				<u>20,462</u>			<u>20,462</u>
手数料収入			34,352				34,352
受託業務収入			7		8,931	3,692	12,630
雑収入	18	1	257		1	1	278
投資活動による収入	1,259	55					1,314
財務活動による収入	4,934		33		1	1	4,969
中期計画期間中の期首繰越金	20,612	3,728	9,727		222	730	35,019
計	42,292	6,272	52,592	<u>20,462</u>	9,156	4,424	<u>135,198</u>

【注記】

計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数においては合計と一致しないものがある。

医薬品医療機器総合機構の中期目標の変更（案）（新旧対照表）

旧	新
<p align="center">平成16年4月1日発薬食第0401003号指示 変更 平成17年3月31日発薬食第0331002号指示 変更 平成18年3月31日発薬食第0331018号指示 変更 平成19年3月29日発薬食第0329069号指示</p>	<p align="center">平成16年4月1日発薬食第0401003号指示 変更 平成17年3月31日発薬食第0331002号指示 変更 平成18年3月31日発薬食第0331018号指示 変更 平成19年3月29日発薬食第0329069号指示 変更 平成 年 月 日発薬食第 号指示</p>
<p>第3 部門毎の業務運営の改善に関する事項及び国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 健康被害救済給付業務</p> <p>健康被害救済給付業務については、医薬品副作用被害救済制度及び生物由来製品感染等被害救済制度（以下「救済制度」という。）をより多くの方々に周知し、適切に運用するとともに、医薬品による副作用及び生物由来製品を介した感染等による健康被害を受けられた方々に対し、適正かつ迅速な救済を行うことが重要である。 このような考え方を踏まえ、以下の目標を達成する。</p>	<p>第3 部門毎の業務運営の改善に関する事項及び国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 健康被害救済給付業務</p> <p>健康被害救済給付業務については、医薬品副作用被害救済制度及び生物由来製品感染等被害救済制度（以下「救済制度」という。）をより多くの方々に周知し、適切に運用するとともに、医薬品による副作用及び生物由来製品を介した感染等による健康被害を受けられた方々に対し、適正かつ迅速な救済を行うことが重要である。 このような考え方を踏まえ、以下の目標を達成する。</p> <p><u>（9）特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第 因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の適切な実施</u></p> <p><u>特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第 因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等を適切に実施すること。</u></p>

医薬品医療機器総合機構の中期計画の変更（案）（新旧対照表）

旧	新
<p>平成16年4月1日付厚生労働省発薬食第0401004号認可 変更 平成17年3月31日付厚生労働省発薬食第0331003号認可 変更 平成18年3月31日付厚生労働省発薬食第0331022号認可 変更 平成19年3月30日付厚生労働省発薬食第0330020号認可</p>	<p>平成16年4月1日付厚生労働省発薬食第0401004号認可 変更 平成17年3月31日付厚生労働省発薬食第0331003号認可 変更 平成18年3月31日付厚生労働省発薬食第0331022号認可 変更 平成19年3月30日付厚生労働省発薬食第0330020号認可 変更 平成 年 月 日付厚生労働省発薬食第 号認可</p>
<p>第2 部門毎の業務運営の改善に関する事項及び国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項に係る目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 健康被害救済給付業務</p> <p>健康被害救済給付業務については、医薬品副作用被害救済制度及び生物由来製品感染等被害救済制度（以下「救済制度」という。）をより多くの方々に周知し、適切に運用するとともに、医薬品による副作用及び生物由来製品を介した感染等による健康被害を受けられた方々に対し、適正かつ迅速な救済を行うため、以下の措置をとることとする。</p>	<p>第2 部門毎の業務運営の改善に関する事項及び国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項に係る目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 健康被害救済給付業務</p> <p>健康被害救済給付業務については、医薬品副作用被害救済制度及び生物由来製品感染等被害救済制度（以下「救済制度」という。）をより多くの方々に周知し、適切に運用するとともに、医薬品による副作用及び生物由来製品を介した感染等による健康被害を受けられた方々に対し、適正かつ迅速な救済を行うため、以下の措置をとることとする。</p> <p><u>（9）特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第 因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の適切な実施に係る目標を達成するためにとるべき措置</u></p> <p>特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第 因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の実施に当たっては、個人情報に特に配慮し、適切に業務を行う。</p>

旧	新
<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算 <u>別紙1</u>のとおり</p> <p>2 収支計画 <u>別紙2</u>のとおり</p> <p>3 資金計画 <u>別紙3</u>のとおり</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算 <u>別紙1</u>のとおり</p> <p>2 収支計画 <u>別紙2</u>のとおり</p> <p>3 資金計画 <u>別紙3</u>のとおり</p>

旧

予 算 別紙1

中期計画(平成16年度～平成20年度)の予算

(単位:百万円)

区分	金額					計
	副作用救済勘定	感染救済勘定	審査等勘定	受託・貸付勘定	受託給付勘定	
収入						
運営費交付金			3,554			3,554
国庫補助金収入	989	98				1,087
受託業務収入			7	8,931	3,692	12,630
拠出金収入	14,478	2,391	4,662			21,531
手数料収入			34,244			34,244
業務外収入	1,278	56	257	1	1	1,593
運用収入	1,260	55	0	0	0	1,315
雑収入	18	1	257	1	1	278
計	16,746	2,544	42,724	8,932	3,693	74,639
支出						
業務経費	8,247	468	16,247	8,655	3,495	37,112
一般管理費	674	62	10,262	84	49	11,131
人件費	1,342	131	15,753	193	148	17,567
計	10,263	660	42,262	8,932	3,693	65,810

[注記]

計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数においては合計と一致しないものがある。

新

予 算 別紙1

中期計画(平成16年度～平成20年度)の予算

(単位:百万円)

区分	金額						計
	副作用救済勘定	感染救済勘定	審査等勘定	特定救済勘定	受託・貸付勘定	受託給付勘定	
収入							
運営費交付金			3,554				3,554
国庫補助金収入	989	98					1,087
<u>その他の政府交付金</u>				<u>20,462</u>			<u>20,462</u>
受託業務収入			7		8,931	3,692	12,630
拠出金収入	14,478	2,391	4,662				21,531
手数料収入			34,244				34,244
業務外収入	1,278	56	257		1	1	1,593
運用収入	1,260	55	0		0	0	1,315
雑収入	18	1	257		1	1	278
計	16,746	2,544	42,724	<u>20,462</u>	8,932	3,693	<u>95,101</u>
支出							
業務経費	8,247	468	16,247	<u>20,218</u>	8,655	3,495	<u>57,330</u>
一般管理費	674	62	10,262	<u>60</u>	84	49	<u>11,191</u>
人件費	1,342	131	15,753	<u>184</u>	193	148	<u>17,751</u>
計	10,263	660	42,262	<u>20,462</u>	8,932	3,693	<u>86,272</u>

[注記]

計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数においては合計と一致しないものがある。

旧

収支計画

別紙2

中期計画(平成16年度～平成20年度)の収支計画

(単位:百万円)

区分	金額					
	副作用救済勘定	感染救済勘定	審査等勘定	受託・貸付勘定	受託給付勘定	計
費用の部	80,394	1,965	39,947	8,932	3,693	134,931
経常費用	80,394	1,965	39,947	8,932	3,693	134,931
救済給付金	7,488	266				7,754
保健福祉事業費	83					83
審査等事業費			10,289			10,289
安全対策事業費			3,242			3,242
健康管理手当等給付金				8,594		8,594
特別手当等給付金					1,417	1,417
調査研究事業費					1,983	1,983
一般管理費	1,451	257	10,039	150	144	12,041
人件費	1,231	131	15,631	187	146	17,326
減価償却費	14		741	0	0	755
責任準備金繰入	70,116	1,305				71,421
事業外費用	8	4	5			17
収益の部	83,436	3,406	39,810	8,932	3,693	139,277
経常収益	83,436	3,406	39,810	8,932	3,693	139,277
抛出金収入	14,478	2,391	4,662			21,531
国庫補助金収入	989	98				1,087
手数料収入			31,155			31,155
受託業務収入			7	8,931	3,692	12,630
資産見返補助金戻入	5		4			9
資産見返運営費交付金戻入			85			85
運営費交付金収益			3,679			3,679
責任準備金戻入	66,598	862				67,460
事業外収益	1,365	56	218	1	1	1,641
純利益(純損失)	3,042	1,441	136	0	0	4,347
目的積立金取崩額	0	0	0	0	0	0
総利益(総損失)	3,042	1,441	136	0	0	4,347

[注記1]

審査等勘定の運営費交付金で措置している業務に係る職員の退職手当については、運営費交付金を財源とするものと想定している。但し、法附則第8条第2項の規定でいう、在職期間に相当する退職手当として運営費交付金で措置された金額を除くものとする。

[注記2]

計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数においては合計と一致しないものがある。

新

収支計画

別紙2

中期計画(平成16年度～平成20年度)の収支計画

(単位:百万円)

区分	金額						
	副作用救済勘定	感染救済勘定	審査等勘定	特定救済勘定	受託・貸付勘定	受託給付勘定	計
費用の部	80,394	1,965	39,947	20,446	8,932	3,693	155,377
経常費用	80,394	1,965	39,947	20,446	8,932	3,693	155,377
救済給付金	7,488	266					7,754
保健福祉事業費	83						83
審査等事業費			10,289				10,289
安全対策事業費			3,242				3,242
特定救済給付金				20,000			20,000
健康管理手当等給付金					8,594		8,594
特別手当等給付金						1,417	1,417
調査研究事業費						1,983	1,983
一般管理費	1,451	257	10,039	257	150	144	12,298
人件費	1,231	131	15,631	184	187	146	17,510
減価償却費	14		741	5	0	0	760
責任準備金繰入	70,116	1,305					71,421
事業外費用	8	4	5				17
収益の部	83,436	3,406	39,810	20,446	8,932	3,693	159,723
経常収益	83,436	3,406	39,810	20,446	8,932	3,693	159,723
抛出金収入	14,478	2,391	4,662				21,531
国庫補助金収入	989	98					1,087
その他の政府交付金収益				441			441
手数料収入			31,155				31,155
特定救済基金預り金取崩益				20,000			20,000
受託業務収入			7		8,931	3,692	12,630
資産見返補助金戻入	5		4	5			14
資産見返運営費交付金戻入			85				85
運営費交付金収益			3,679				3,679
責任準備金戻入	66,598	862					67,460
事業外収益	1,365	56	218		1	1	1,641
純利益(純損失)	3,042	1,441	136		0	0	4,347
目的積立金取崩額	0	0	0		0	0	0
総利益(総損失)	3,042	1,441	136		0	0	4,347

[注記1]

審査等勘定の運営費交付金で措置している業務に係る職員の退職手当については、運営費交付金を財源とするものと想定している。但し、法附則第8条第2項の規定でいう、在職期間に相当する退職手当として運営費交付金で措置された金額を除くものとする。

[注記2]

計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数においては合計と一致しないものがある。

旧

資金計画

別紙3

中期計画(平成16年度~平成20年度)の資金計画

(単位:百万円)

区分	金額					
	副作用救済勘定	感染救済勘定	審査等勘定	受託・貸付勘定	受託給付勘定	計
資金支出						
業務活動による支出	10,152	659	42,449	8,926	3,692	65,878
救済給付金	7,488	266				7,754
保健福祉事業費	83					83
業務経費			16,656			16,656
健康管理手当等給付金				8,594		8,594
特別手当等給付金					1,417	1,417
調査研究事業費					1,983	1,983
一般管理費	1,340	257	10,289	144	143	12,173
人件費	1,231	131	15,499	187	146	17,194
還付金	4	4				8
雑支出	3		5			8
投資活動による支出	5,869					5,869
財務活動による支出	18		33	1	1	53
次期中期計画の期間への繰越金	26,251	5,612	10,110	227	732	42,932
計	42,292	6,272	52,592	9,156	4,424	114,736
資金収入						
業務活動による収入	15,485	2,489	42,832	8,932	3,693	73,431
抛出金収入	14,478	2,391	4,662			21,531
運営費交付金収入			3,554			3,554
国庫補助金収入	989	98				1,087
手数料収入			34,352			34,352
受託業務収入			7	8,931	3,692	12,630
雑収入	18	1	257	1	1	278
投資活動による収入	1,259	55				1,314
財務活動による収入	4,934		33	1	1	4,969
中期計画期間中の期首繰越金	20,612	3,728	9,727	222	730	35,019
計	42,292	6,272	52,592	9,156	4,424	114,736

[注記]

計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数においては合計と一致しないものがある。

新

資金計画

別紙3

中期計画(平成16年度~平成20年度)の資金計画

(単位:百万円)

区分	金額						
	副作用救済勘定	感染救済勘定	審査等勘定	特定救済勘定	受託・貸付勘定	受託給付勘定	計
資金支出							
業務活動による支出	10,152	659	42,449	<u>20,462</u>	8,926	3,692	<u>86,340</u>
救済給付金	7,488	266					7,754
保健福祉事業費	83						83
業務経費			16,656				16,656
特定救済給付金				<u>20,000</u>			<u>20,000</u>
健康管理手当等給付金					8,594		8,594
特別手当等給付金						1,417	1,417
調査研究事業費						1,983	1,983
一般管理費	1,340	257	10,289	<u>257</u>	144	143	<u>12,430</u>
人件費	1,231	131	15,499	<u>184</u>	187	146	<u>17,378</u>
還付金	4	4					8
雑支出	3		5				8
投資活動による支出	5,869						5,869
財務活動による支出	18		33	<u>21</u>			<u>5,890</u>
次期中期計画の期間への繰越金	26,251	5,612	10,110		227	732	42,932
計	42,292	6,272	52,592	<u>20,462</u>	9,156	4,424	<u>135,198</u>
資金収入							
業務活動による収入	15,485	2,489	42,832	<u>20,462</u>	8,932	3,693	<u>93,893</u>
抛出金収入	14,478	2,391	4,662				21,531
運営費交付金収入			3,554				3,554
国庫補助金収入	989	98					1,087
手数料収入			34,352				34,352
その他の政府交付金収入				<u>20,462</u>			<u>20,462</u>
受託業務収入			7		8,931	3,692	12,630
雑収入	18	1	257		1	1	278
投資活動による収入	1,259	55					1,314
財務活動による収入	4,934		33		1	1	4,969
中期計画期間中の期首繰越金	20,612	3,728	9,727		222	730	35,019
計	42,292	6,272	52,592	<u>20,462</u>	9,156	4,424	<u>135,198</u>

[注記]

計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数においては合計と一致しないものがある。

医薬品医療機器総合機構の中期目標及び中期計画の変更（案）対比表

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>第3 部門毎の業務運営の改善に関する事項及び国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 健康被害救済給付業務</p> <p>健康被害救済給付業務については、医薬品副作用被害救済制度及び生物由来製品感染等被害救済制度（以下「救済制度」という。）をより多くの方々に周知し、適切に運用するとともに、医薬品による副作用及び生物由来製品を介した感染等による健康被害を受けられた方々に対し、適正かつ迅速な救済を行うことが重要である。 このような考え方を踏まえ、以下の目標を達成する。</p> <p><u>（9）特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅲ因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の適切な実施</u></p> <p>特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅲ因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等を適切に実施すること。</p>	<p>第2 部門毎の業務運営の改善に関する事項及び国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項に係る目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 健康被害救済給付業務</p> <p>健康被害救済給付業務については、医薬品副作用被害救済制度及び生物由来製品感染等被害救済制度（以下「救済制度」という。）をより多くの方々に周知し、適切に運用するとともに、医薬品による副作用及び生物由来製品を介した感染等による健康被害を受けられた方々に対し、適正かつ迅速な救済を行うため、以下の措置をとることとする。</p> <p><u>（9）特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅲ因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の適切な実施に係る目標を達成するためにとるべき措置</u></p> <p>特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅲ因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の実施に当たっては、個人情報に特に配慮し、適切に業務を行う。</p>
<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。</p> <p>本目標第2の（1）及び（2）で定めた事項については、経費の節減を見込んだ中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算 <u>別紙1</u>のとおり</p> <p>2 収支計画 <u>別紙2</u>のとおり</p> <p>3 資金計画 <u>別紙3</u>のとおり</p>